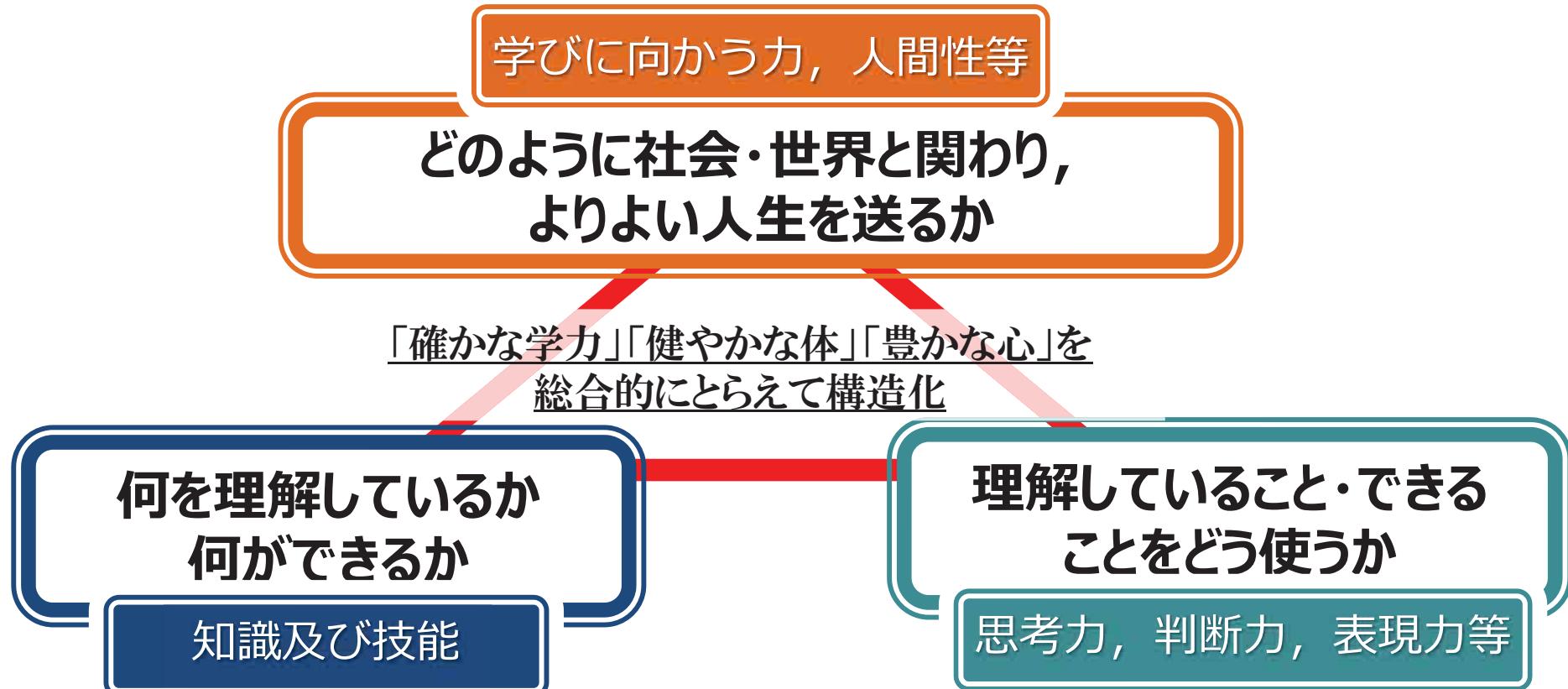


# 新学習指導要領における育成を目指す資質・能力

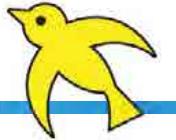


学習する子供の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の要素を三つの柱で整理。



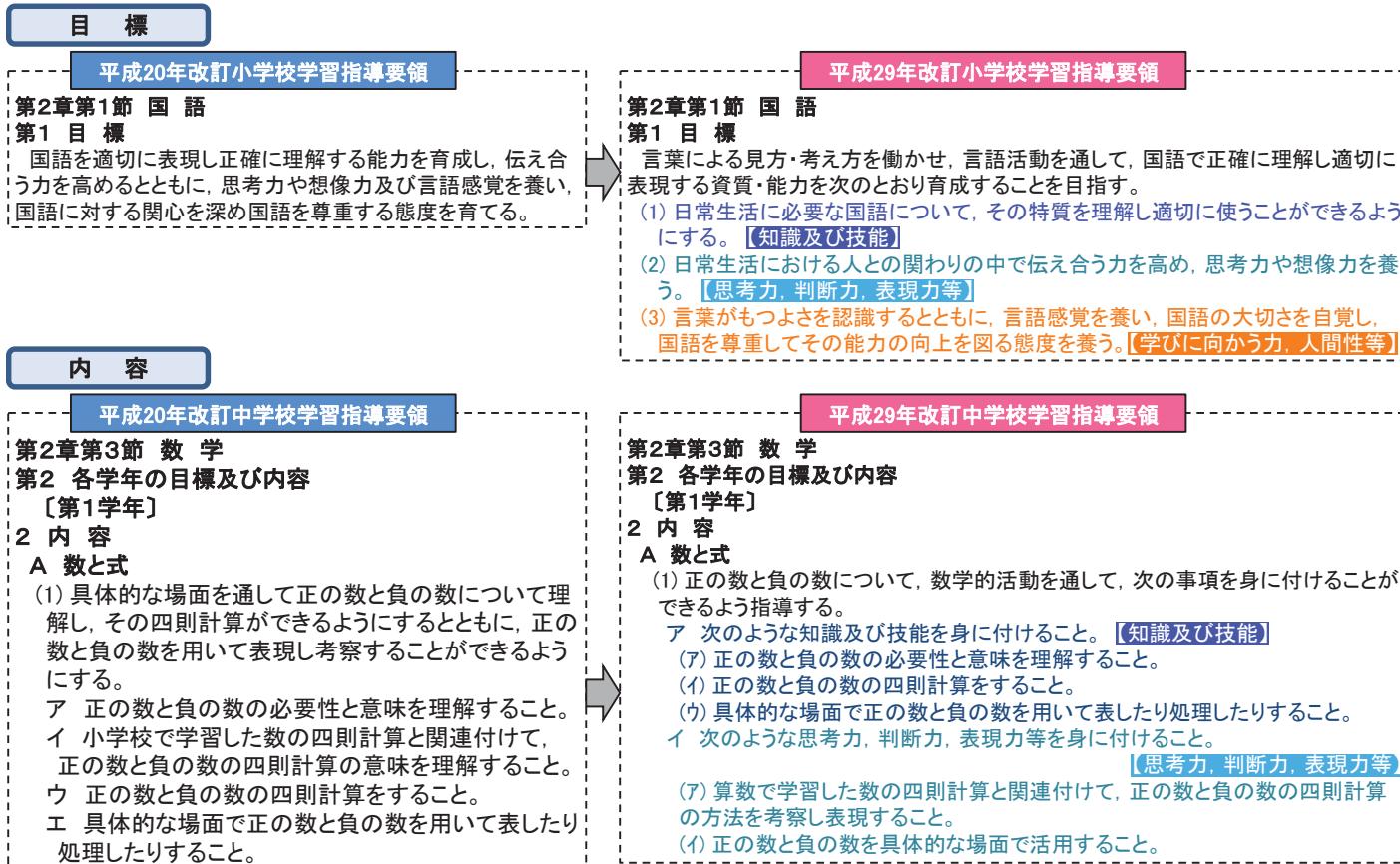
## 【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。



# 新学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成

各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理。



「習熟度別学習」に関する学習指導要領  
及び学習指導要領改正 抜粋

小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月文部科学省告示第 63 号）（抄）

第 1 章 総則

第 4 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

(4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第 3 の 1 の（3）に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

## 小学校学習指導要領解説（総則編）（平成29年7月）（抄）

### 第4節 児童の発達の支援

#### 1 児童の発達を支える指導の充実

（4）指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実（第1章  
第4の1の（4））

（前略）

指導方法については、児童の発達の段階や学習の実態などに配慮しながら、従来から取り組まれてきた一斉指導に加え、個別指導やグループ別指導といった学習形態の導入、理解の状況に応じた繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童の興味・関心や理解の状況に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導などを柔軟かつ多様に導入することが重要である。

学習内容の習熟の程度に応じた指導については、教科等により児童の習熟の程度に差が生じやすいことを考慮し、それぞれの児童の習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法を工夫して着実な理解を図っていくことが大切であることから、これらの指導方法等が例示されているものであるが、その指導については、学級内で学習集団を編成する場合と学級の枠を超えて学習集団を編成する場合を考えられる。その実施に当たっては、学校の実情や児童の発達の段階等に応じ、必要な教科について適宜弾力的に行うものであり、実施時期、指導方法、評価の在り方等について十分検討した上で実施するなどの配慮が必要である。また、各学校で学習内容の習熟の程度に応じた指導を実施する際には、児童に優越感や劣等感を生じさせたり、学習集団による学習内容の分化が長期化・固定化するなどして学習意欲を低下させたりすることのないように十分留意する必要がある。また、学習集団の編成の際は、教師が一方的に児童を割り振るのではなく、児童の興味・関心等に応じ、自分で課題や集団を選ぶことができるよう配慮することも重要である。その際、児童が自分の能力・適性に全く合致しない課題や集団を選ぶようであれば、教師は適切な助言を行うなどの工夫を行うことが大切である。また、保護者に対しては、指導内容・指導方法の工夫改善等を示した指導計画、期待される学習の充実に係る効果、導入の理由等を事前に説明するなどの配慮が望まれる。なお、小学校は義務教育段階であるということを考慮し、基本的な学級編制を変更しないことが適当である。

（後略）

中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示第64号）（抄）

第1章 総則

第4 生徒の発達の支援

(4) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

## 中学校学習指導要領解説（総則編）（平成29年7月）（抄）

### 第4節 生徒の発達の支援

#### 1 生徒の発達を支える指導の充実

(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実（第1章第4の1の（4））

（前略）

指導方法については、生徒の発達の段階や学習の実態などに配慮しながら、従来から取り組まれてきた一斉指導に加え、個別指導やグループ別指導といった学習形態の導入、理解の状況に応じた繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、生徒の興味・関心や理解の状況に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導などを柔軟かつ多様に導入することが重要である。

学習内容の習熟の程度に応じた指導については、教科により生徒の習熟の程度に差が生じやすいことを考慮し、それぞれの生徒の習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法を工夫して着実な理解を図っていくことが大切であることから、これらの指導方法等が例示されているものであるが、その指導については、学級内で学習集団を編成する場合と学級の枠を超えて学習集団を編成する場合を考えられる。その実施に当たっては、学校の実情や生徒の発達の段階等に応じ、必要な教科について適宜弾力的に行うものであり、実施時期、指導方法、評価の在り方等について十分検討した上で実施するなどの配慮が必要である。また、各学校で学習内容の習熟の程度に応じた指導を実施する際には、生徒に優越感や劣等感を生じさせたり、学習集団による学習内容の分化が長期化・固定化するなどして学習意欲を低下させたりすることのないように十分留意する必要がある。また、学習集団の編成の際は、教師が一方的に生徒を割り振るのではなく、生徒の興味・関心等に応じ、自分で課題や集団を選ぶことができるよう配慮することも重要である。その際、生徒が自分の能力・適性に全く合致しない課題や集団を選ぶようであれば、教師は適切な助言を行うなどの工夫を行うことが大切である。また、保護者に対しては、指導内容・指導方法の工夫改善等を示した指導計画、期待される学習の充実に係る効果、導入の理由等を事前に説明するなどの配慮が望まれる。なお、中学校は義務教育段階であるということを考慮し、基本的な学級編制を変更しないことが適当である。

（後略）

高等学校学習指導要領（平成30年3月文部科学省告示第68号）（抄）

第1章 総則

第5款 生徒の発達の支援

1 生徒の発達を支える指導の充実

(5) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3款の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

## 高等学校学習指導要領解説（総則編）（平成30年7月）（抄）

### 第6章 生徒の発達の支援

#### 第1節 生徒の発達を支える指導の充実

##### 5 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実（第1章総則第5款1（5））

（前略）

指導方法については、生徒の発達の段階や学習の実態などに配慮しながら、従来から取り組まれてきた一斉指導に加え、個別指導やグループ別指導といった学習形態の導入、理解の状況に応じた繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、生徒の興味・関心や理解の状況に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導などを柔軟かつ多様に導入することが重要である。

学習内容の習熟の程度に応じた指導については、教科により生徒の習熟の程度に差が生じやすいことを考慮し、それぞれの生徒の習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法を工夫して着実な理解を図っていくことが大切であることから、これらの指導方法等が例示されているものであるが、その指導については、同一の教科・科目等を履修する通常の学習集団を前提とした上で個別指導やグループ別指導を行う場合なども含め、様々な場合が考えられる。その実施に当たっては、学校の実情や生徒の発達の段階等に応じ、必要な教科について適宜弾力的に行うものであり、実施時期、指導方法、評価の在り方等について十分検討した上で実施するなどの配慮が必要である。

なお、学習習熟度別に学習集団を編成する際、その形態としては、例えば次のようなものが考えられる。

- (ア) 数学科、外国語科等の学習習熟度の差が大きくなりやすい一定の教科・科目について、習熟度別に学習集団を編成する場合。この場合は、幾つの学習集団に分けるかで種々の形ができる。
- (イ) 特定の科目について週のうちの一定時間を学習習熟度別に学習集団を編成する場合。例えば、週3単位時間の「数学Ⅰ」の授業のうち1単位時間だけを習熟度別に学習集団を編成する場合などである。
- (ウ) 特定の科目について、ある単元（学習のまとまり）の途中から又は最後において何時間かを習熟度別に学習集団を編成する場合。

このほかにも様々な場合が考えられるが、どのような形態をとるにしても、学習習熟度別の学習集団の編成に当たっては、次の諸点に留意する必要がある。

第一に、生徒の学習内容の習熟の程度の実態に即することは当然であるが、

学校規模、教師の構成、施設・設備などについても十分検討しなければならない。その際、学習習熟度別の学習集団の編成の趣旨を正しく捉え、創意工夫により、前向きに問題を解決していくことが必要である。

第二に、関係者の共通理解を得ることに努め、一人一人の生徒が自己の学習習熟の程度をより高めようとする意欲をもつようになるなど、十分にその趣旨が生かされるよう留意しなければならない。そのためには、生徒に優越感や劣等感を生じさせたりすることのないよう、生徒に主体的に学習集団を選ばせる等の指導をすることも考えられる。

第三に、学習内容の習熟の程度を的確に把握する方法を工夫し、日常の学習状況を観察することにより、個々の生徒の学習習熟の程度や学習意欲等を把握するとともに、生徒に対しては、各教科・科目の担任、ホームルーム担任、学年主任等を通して、その趣旨やねらいについて十分な理解を図り、個別指導を行うなどの配慮も必要である。その際、保護者の理解や協力が得られるよう、事前の配慮を要する場合もあると考えられる。

第四に、生徒の努力により学習習熟度が高まった場合など、その程度に応じた学習集団に編入できるよう、学期ごと、学年ごと等において学習集団の編成替えをするなど、集団が固定化することで、学習意欲が低下しないようにする必要がある。

学習習熟度別の学習集団の指導に当たっては、それぞれの科目内容の習熟度を高め、意欲を喚起するため、各学習集団の実態に即した適切な教育の方法についての配慮が必要である。各学習集団ごとの具体的な学習の目標、学習の内容、学習の進度、教科・科目の評価等をどうするかは、習熟の程度の差や科目の特質を踏まえて判断するものであり、慎重な検討を要するところである。これらについての、全教師の共通理解と生徒への周知徹底に関しても十分な配慮が必要である。特に学習習熟度の低い学習集団においては、生徒の習熟度の高まりや意識の変化に対して常に適切な評価を続け、これを指導の上で生かすよう努めることが大切である。

(後略)

# 研究開発学校について

## 研究開発学校とは

教育課程の基準の改善に資する実証的資料を得るため、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成実施を認め、新しい教育課程、指導方法等について研究開発を行う（昭和51年度から開始）。

- 市町村教育委員会等の学校設置者からの申請に基づき文部科学大臣が指定（4年 ※平成24年度指定校までは3年）。
- 文部科学省が示す「研究開発の募集課題」や「研究開発の視点の例」に基づき、各学校の創意工夫により研究開発課題を設定。

※令和2年度の研究開発学校数は計27件、77校

令和元年度予算額 69,058千円（令和元年度予算額 66,292千円）

## 研究開発の推進イメージ例

### <指定1年目>



研究開発学校は、文部科学省や教育研究開発企画評価会議協力者の指導助言を踏まえ、

- ①子供たちに育むべき資質・能力の明確化
- ②新設する教科等の教育課程上の位置付けや教育課程全体における新設する教科等と既存の教科等との関係性の明確化
- ③新設する教科等の目標、内容の明確化
- ④特別の教育課程を実施した成果を分析するための評価方法や評価指標の決定  
(併せて、成果検証の際に子供たちの変化を見るため、特別の教育課程を実施する前段階での子供たちの状況を把握)

等を行う。

<指定2～4年目> 指定1年目に、文部科学省や教育研究開発企画評価会議協力者の指導助言も踏まえて編成した特別の教育課程を実施し、教育課程や指導方法を改善するとともに、特別の教育課程の編成により、子供たちがどのように変化したかなど、成果の検証を行っていく。

学習指導要領の改訂をはじめ、今後の教育課程の改善に資するより質の高い研究開発を実施

# 研究開発学校における研究の成果

## ● 小学校低学年における「生活」の導入(平成元年改訂)

- ・ 香川県坂出市立坂出幼稚園、中央小学校(昭和51～53年)  
第1及び第2学年において、「社会」及び「理科」の代替として、子どもの生活を基盤にした「暮らし」を実施。
- ・ お茶の水女子大学附属小学校(昭和60～62年)  
第1及び第2学年において、「社会」「理科」「道徳」「特別活動」及び「国語」等を包摂した「創造活動」を実施。

## ● 「総合的な学習の時間」の導入(小学校及び中学校は平成10年、高等学校は平成11年改訂)

- ・ 滋賀県栗東町立治田小学校(平成2～4年)  
第1及び第2学年においては「生活」、第3から第6学年においては全教科等から時数を削減し、「生活体験科」を実施。
- ・ 兵庫教育大学教育学部附属中学校(平成4～6年)  
体験的・問題解決的学習等を行う「人間・環境科」を実施。

## ● 高等学校における「情報」「福祉」の導入(平成11年改訂)

- ・ 三重県立名張西高等学校(昭和62～平成元年)  
情報化社会に対応できるよう「情報科学Ⅰ」「情報科学Ⅱ」を実施。
- ・ 埼玉県立不動岡誠和高等学校(平成3～5年)  
「社会福祉科」を実施し、必修科目の種類、単位数などを検討。

## ● 小学校高学年における「外国語活動」の導入(平成20年改訂)

- ・ 千葉県成田市立成田小学校、成田中学校(平成15～20年)
- ・ 沖縄県那覇市立小中学校53校(平成15～20年)

## ● 小学校中学年における「外国語活動」の導入(平成29年改訂)

- ・ 岐阜県多治見市笠原小・中学校(平成24～26年)
- ・ 埼玉県深谷市小学校29校(平成24～26年)

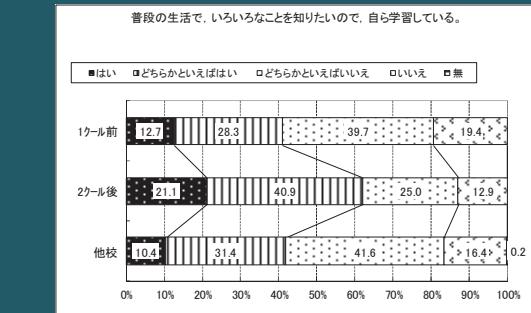
# 研究開発学校における近年の取組

(取組から得られたデータ例)

- 6つの資質・能力を育成するための「6領域」と各領域での学びを統合する領域の設置  
(上越市立大手町小学校)
- これからの時代に求められる力を育成するための教科「未来志向科」<sup>\*</sup>の設置  
※「情報」「産業」「環境」の3つの領域でそれぞれ今日的課題を設定（映像メディア、金融のしくみ、まちづくり等）して学習内容とし、主に探究的な学習に取り組む。  
(香川大学教育学部附属高松中学校) 等

## 香川大学附属高松中学校（資質・能力の育成、平成20～22年度）の取組

平成22年度 質問紙調査  
(学習意欲、好奇心、探究心等について、授業実施前後の比較結果)



(参考) 平成26年度全国学力・学習状況調査（質問紙調査）より  
・「家で自分で計画立て勉強をしている」という事項に肯定的に回答している生徒の方が、全ての教科で平均正答率が高い傾向が見られる。

選択肢	当該選択肢を選んだ生徒の平均正答率(%)			
	国語A	国語B	数学A	数学B
①している	83.2	57	74.3	67
②どちらかといえば、している	81.8	53.9	71.1	63.8
③あまりしていない	79.2	50.2	66.2	58.8
④全くしていない	74.6	45.2	59.7	51.9

- 幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する研究  
(神戸大学附属幼稚園)  
(尾道市立中庄幼稚園) 等
- 小中高が連携した環境教育プログラムの開発  
(北海道鹿追高等学校 外7校) 等

## 神戸大学附属幼稚園（幼小連携、平成22～24年度）の取組

平成24年度 質問紙調査  
(附属小への内部進学者・外部進学者別平均値比較結果)

内部進学者      外部進学者

- |   |      |      |
|---|------|------|
| ・人の気持ちを聞いたり周りの状況を見たりして、自分勝手なことを言わない・しない | 3.21 | 2.78 |
| ・新しい環境の中でも（なんとか）落ち着いている                 | 3.66 | 3.09 |

※評価は「4：よく見られるようになった」「3：時々見られるようになった」「2：あまり見られない」「1：まったく見られない」で実施。

※小学校1年生担任による評価である。

(報告書より作成)

実証的資料を得ること【成果①】

次期改訂に生かすこと【成果②】

第15回 研究開発学校フォーラム（平成31年1月）  
福岡教育大学附属福岡小学校 研究報告資料

別紙1

福岡教育大学附属福岡小学校 教育課程表（平成30年度）

	各教科の授業時数									道	外國語活動	総合的な学習の時間	特別活動	新教科						チャレンジ	総授業時数	
	国語	社会	算数	理科	生徒会	音楽	図画工作	家庭	体育					にんげん	くらし	ことば	すうがく	かがく	げいじゅつ	けんこう		
第1 学年	0 (-306)	-	0 (-136)	-	0 (-102)	0 (-68)	0 (-68)	-	0 (-105)	0 (-34)	-	-	0 (-24)	88 (+88)	68 (+68)	170 (+170)	170 (+176)	70 (+74)	136 (+138)	136 (+122)	-	816 (-32)
第2 学年	0 (-315)	-	0 (-175)	-	0 (-105)	0 (-70)	0 (-70)	-	0 (-105)	0 (-35)	-	-	0 (-35)	70 (+70)	70 (+70)	175 (+175)	175 (+181)	70 (+70)	140 (+140)	140 (+140)	-	840 (-35)
第3 学年	0 (-245)	0 (-70)	0 (-175)	0 (-90)	-	0 (-60)	0 (-60)	-	0 (-105)	0 (-35)	-	-	0 (-70)	70 (+70)	70 (+70)	210 (+210)	175 (+181)	70 (+70)	140 (+140)	140 (+140)	-	675 (-70)
第4 学年	0 (-245)	0 (-10)	0 (-175)	0 (-105)	-	0 (-60)	0 (-60)	-	0 (-105)	0 (-35)	-	-	0 (-70)	70 (+70)	70 (+70)	193 (+193)	157 (+164)	70 (+70)	123 (+123)	122 (+122)	70 (+70)	875 (-105)
第5 学年	0 (-175)	0 (-100)	0 (-175)	0 (-105)	-	0 (-50)	0 (-50)	0 (-60)	0 (-90)	0 (-35)	0 (-35)	-	0 (-70)	70 (+70)	105 (+105)	153 (+153)	157 (+154)	105 (+105)	123 (+123)	122 (+122)	70 (+70)	845 (-35)
第6 学年	0 (-175)	0 (-105)	0 (-175)	0 (-105)	-	0 (-50)	0 (-50)	0 (-55)	0 (-60)	0 (-35)	0 (-35)	-	0 (-70)	105 (+105)	102 (+102)	187 (+187)	153 (+164)	105 (+105)	110 (+110)	119 (+119)	68 (+70)	856 (-22)
合計	0 (-143)	0 (-115)	0 (-101)	0 (-445)	0 (-207)	0 (-258)	0 (-258)	0 (-115)	0 (-197)	0 (-235)	0 (-70)	-	0 (-22)	450 (+450)	1128 (+1128)	1318 (+1318)	987 (+987)	490 (+490)	781 (+781)	778 (+778)	238 (+238)	5328 (-317)

# 特別の教育課程編成を認める制度

<学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 第1章第1の1>（抜粋）

教育課程は、児童（生徒）の心身の発達の段階の特性及び学校や地域の実態を考慮し、教師の創意工夫を加えて学校が編成するものである。教育課程の基準もその点に配慮して定められているので、教育課程の編成に当たっては、法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である。

各学校が創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成するに当たり、  
学習指導要領によらない特別な教育課程の編成が必要となる場合は、  
以下のような特例の活用が考えられる

## （1）教育課程の基準の改善に資する研究を実施するための教育課程の特例（学校教育法施行規則第55条等関係）

- 研究開発学校
- スーパーサイエンスハイスクール
- スーパーグローバルハイスクール WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業
- 地域との協働による高等学校教育改革推進事業

## （2）学校や地域の実態に照らしてより効果的な教育を実施するための教育課程の特例（学校教育法施行規則第55条の2等関係）

- 教育課程特例校

## （3）学校段階間の接続を見通した計画的かつ継続的な教育を実施するための教育課程の特例

- 義務教育学校、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の特例（平成27年文部科学省告示第55号）
- 中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の特例（平成27年文部科学省告示第54号）
- 中等教育学校、併設型中学校、併設型高等学校の教育課程の特例（平成10年文部省告示第154号）
- 連携型中学校、連携型高等学校の教育課程の特例（平成16年文部科学省告示第61号）

## （4）特別の配慮をする児童生徒の実態に配慮した教育を実施するための教育課程の特例

- 特別支援学級における特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第138条）
- 障害のある児童生徒に対する特別の指導（学校教育法施行規則第140条等）
- 療養等による長期欠席生徒等を対象とした特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第86条等）
- 日本語の習得に困難のある児童生徒に対する特別の指導（学校教育法施行規則第56条の2、第79条、第108条第1項及び第132条の3関係）
- 不登校児童生徒等に対する特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第56条及び第86条等）
- 学齢を超過した者に対する特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第56条の4及び第132条の5等）

## （5）その他

- 国際バカロレア認定校における教育課程の特例（平成27年文部科学省告示第127号）

# 教育課程特例校制度

## 教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度である。※予算措置なし

## 指定の要件

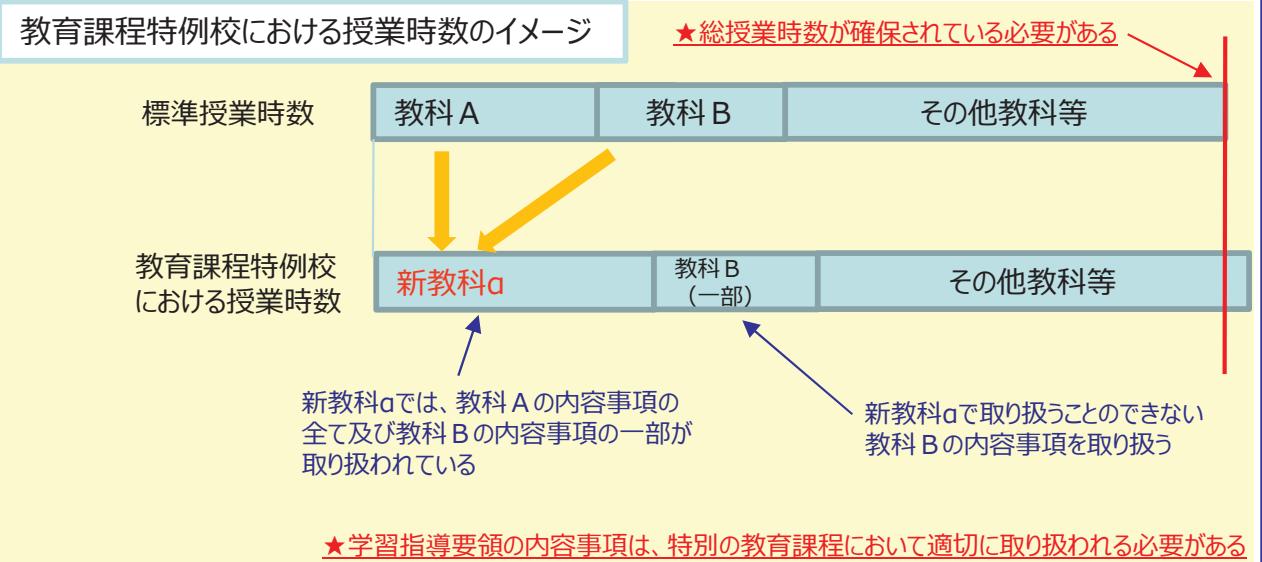
- 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。
- 総授業時数が確保されていること。
- 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- 保護者への経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

## 指定の状況（令和2年4月現在）

- 指定されている管理機関数 227件
- 指定されている学校数 1,871校

### 【主な取組内容】

- ・早期（小学校低学年～等）又は独自の英語教育  
(例) 東京都港区：生活科、外国語活動、総合的な学習の時間を削減し、新教科「国際科」を設定
- ・既存教科を英語で実施（イマージョン教育）  
(例) 私立開智日本橋学園中学校：中3美術を英語で実施
- ・ふるさとや郷土に関する取組  
(例) 宮城県栗原市：生活や総合的な学習の時間を削減し、新教科「栗原ふるさと科」を設定
- ・特定テーマに関する取組  
(例) 佐賀県鳥栖市：国語や総合的な学習の時間等を削減し、新教科「日本語」を設定



## 今後の方向性

- 各学校における教育活動の質向上の観点から、学校や地域の実態に照らしてより効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを可能とする教育課程特例校制度の一層の活用推進を図る。  
→【具体的な方策】各種会議における好事例の周知等
- 制度の活用推進に当たっては、各管理機関や学校の申請手続きの利便性を考慮し、更なる申請手続きの改善等を図る。  
→【具体的な方策】申請に当たっての手引きの作成、申請システムの開発等

# 教育課程特例校制度の改善（平成30年度～）

申請に係る様式の簡素化 ⇒申請手続きに係る各学校・管理機関・都道府県教育委員会等の負担軽減

従来、申請の際に提出する特別の教育課程編成・実施計画に記載することとしていた事項のうち、管理機関における確認に委ねることができる事項については省略することとし、申請様式の簡素化を図った。

- （例）・「法令上の教育の目標等との関係」等の要件については、全文記述式から自動入力式に変更（記述式回答項目数を9つから2つに削減）。
- ・教育課程表の添付を不要とする。

実施要項の改正 ⇒実施状況の評価や把握・検証の実効性の担保

## ①自己評価結果の公表に関する時期の明確化

特別の教育課程に基づく教育の実施状況に関する教育課程特例校による自己評価の結果について、毎年度公表することを明記。

## ②児童生徒の保護者その他の学校関係者による評価の義務化及び公表

従来努力義務とされていた、特別の教育課程に基づく教育の実施状況に関する教育課程特例校の児童及び生徒の保護者その他の学校関係者による評価について、実施を義務とともに、その結果について、毎年度公表することを規定。

## ③管理機関による把握・検証結果の公表の義務化及び文部科学省への報告

教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況に関する管理機関による把握・検証の結果について、従来は少なくとも3年に1度文部科学省に報告するものとしていたところ、毎年度結果を公表するとともに報告することを規定。

## ④指定の取消に関する要件の追加・明確化

教育課程特例校又は管理機関が、特例の自己評価、特例の学校関係者評価又は管理機関による把握・検証に係る義務を怠った場合には、教育課程特例校の指定を取り消すことができることを明記。また、特別の教育課程編成・実施計画の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったときに指定を取り消すことができることを明記。

引き続き、各学校や管理機関等の利便性を考慮し、  
申請に当たっての手引きの作成、申請システムの開発など、更なる改善を図る

# 特定分野に特異な才能を持つ者等への支援事業等 参考資料

## 背景・課題

○ 将来にわたり、日本が科学技術分野で世界を牽引するためには、イノベーションの創出を担う、科学技術関係人材の育成を中等教育段階から体系的に実施することが不可欠。

## 「第5期科学技術基本計画」(抄)(平成28年1月22日閣議決定)

- ・国は、学校における「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び(いわゆるアクティブ・ラーニング)」の視点からの学習・指導方法の改善を促進するとともに、先進的な理数教育を行う高等学校等を支援する。

## 「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ(第9次提言)」(抄)(平成28年5月20日 教育再生実行会議決定)

- ・国、地方公共団体、大学、高等学校等は、スーパー・サイエンス・ハイスクール…の取組の成果を検証しつつ、効果の上がっている取組を推進するとともに、優良事例の普及を図る。

## 事業概要

## 【事業の目的・目標】

- 先進的な理数系教育を実施している高等学校等を「スーパー・サイエンス・ハイスクール(SSH)」に指定し支援。
- 中等教育段階から体系的に先進的な理数系教育の実践を通じて、生徒の科学的能力を培い、将来のイノベーションの創出を担う科学技術関係人材の育成を図る。
- ・高等学校等の理数系の教育課程の改善に資する実証的資料を得る。
- ✓ 指定期間:原則5年、支援額:年間 6~12百万円  
指定校数:217校程度(うち新規28校)
- 学習指導要領の枠を超えて、理数系分野を重視した教育課程を編成
- 主体的・協働的な学び(いわゆるアクティブ・ラーニング)を重視
- 研究者の講義による興味関心の喚起やフィールドワーク等による自主研究の取組
- 上記取組を高大連携や企業連携により高度に実施 等

## &lt;重点枠&gt;

- ✓ 最長5年、支援額:年間 5~30百万円、重点枠数:11校+1コンソーシアム(R2現在)
- SSH指定校の中で、さらに、以下の取組を行う学校を重点枠に指定
  - ・育成する人材像から導かれる資質能力を段階的に育成・評価する手法を大学と共同して開発・実証することにより、将来、我が国の科学技術を牽引する人材の育成を図る。【高大接続】
  - ・理数系の教育課程や指導法、ネットワーク等を都道府県レベルで広域に普及することにより、地域全体の理数系教育の質の向上を図る。【広域連携】
  - ・海外の研究機関等と定常的な連携関係を構築し、国際性の涵養を図るとともに、将来、海外の研究者と共同研究ができる人材の育成を図る。【海外連携】
  - ・地球規模の社会問題について、NPO法人や企業等との連携の下、科学的な課題研究を行うことにより、新たな価値の創造を志向する人材の育成を図る。【地球規模の社会共創】

## 【これまでの成果】

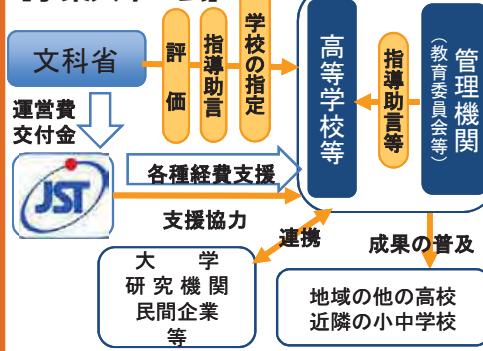
## 高度な課題研究

(令和元年度SSH生徒研究発表会表彰テーマ)

- 文部科学大臣表彰: 東京都立小石川中等教育学校  
「変形菌イタモジホコリの変形体における自他認識行動」
- 国立研究開発法人科学技術振興機構賞
  - ・国立大学法人奈良女子大学附属中等教育学校  
「超音波で物体を動かす～非接触型圧力提示システムの開発～」
  - ・兵庫県立宝塚北高等学校  
「スクロースのカラメル化の初期反応を明らかにする～糖の構造の差異を用いた解析～」

⇒ 「課題研究」(科学に関する課題を設定し、観察・実験等を通じた研究)において、大学・企業等の支援を受けながら、主体的・協働的に学習・研究を実施

## 【事業スキーム】



## 海外連携

(学校法人立命館  
立命館高等学校)

- 海外20カ国・地域から高校生が集まる「Japan Super Science Fair」を開催
- 国境や文化を越えたグループで、研究発表に加えて食糧問題に関する科学アクティビティーに取組む

⇒ 国際的に活躍する意欲能力の育成

## 広域共同研究



(福島県立福島高等学校)

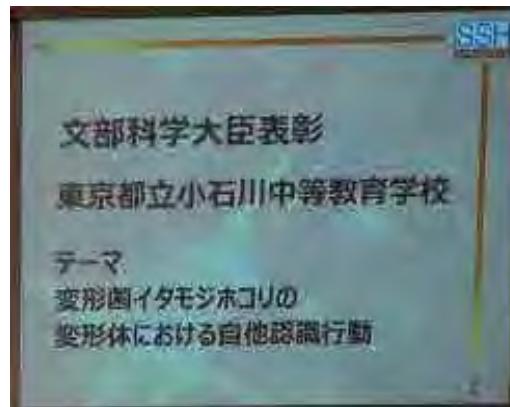
- 第30回CASTIC日本代表として参加
- 福島県内外及び海外の線量調査を実施し、結果を国内はじめ、フランス、イタリアの発表会で紹介
- 論文は英國物理学会発行の論文誌に掲載

⇒ 国や地域を越えた社会への貢献

## SSHにおける異能・異才を引き上げる取組事例

### 大学との共同研究の実施（都立小石川中等教育学校の例）

近隣の東京農工大学と協定を結び、高校生個人が大学の研究組織と発展的な共同研究を行うことを推進。



### 中学生の高校の活動への参加（大阪府立大手前高校の例）



数学をテーマにした課題研究の全国大会「マスフェスタ」を開催。中学生も参加、発表を行っている。また、高校生と中学生が数学について、2泊3日にわたってディスカッションする「数学マスキャンプ」も開催。

### 高大連携授業の実施（愛媛県立松山南高校の例）



大学院教授より、物理学の最先端分野である超伝導について講義。「電磁誘導と超伝導」に関する講義を受けた後、「マイスター効果」の観察を行い、超電導に関する理解を深める。(物理分野の事例、地学、化学、生物等分野でも実施)

## 事業概要

これまでのスーパーグローバルハイスクール（SGH）事業などの取組の実績を活用

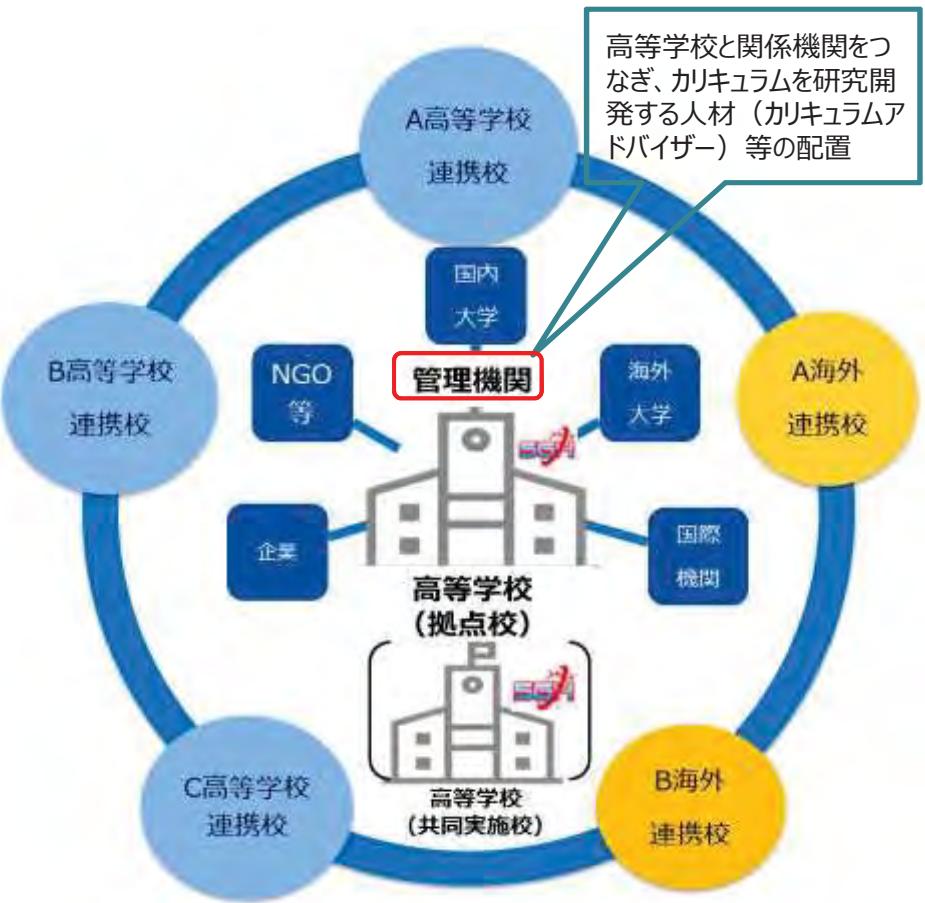
- ◆ 将来、イノベーティブなグローバル人材を育成するため、文理両方を学ぶ高校改革と高大接続改革を推進するリーディングプロジェクト。
- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生により高度な学びを提供する仕組みを構築。
- ◆ グローバルな社会課題研究のカリキュラム開発や研究内容と関連する高校生国際会議の開催
 



【高校生ESDシンポジウム2018年11月】
- ◆ 大学教育の先取り履修を単位認定する取組や高度かつ多様な科目内容を生徒個人の興味・関心・特性に応じて、履修可能とする高校生の学習プログラム／コースを開発・実践。

- 委託先：都道府県市教育委員会、国立学校法人、学校法人
- 対象学校：国公私立高等学校及び中高一貫教育校
- 指定期間：原則3年（3年目の評価に応じて延長可）
- 抱点校数：15抱点（新規5抱点・継続10抱点）
- 委託経費：年間900万円程度／件（研究開発内容や対象生徒など規模に応じて決定）
- 調査研究：1件（事業の評価・検証の在り方を検討。代表的な取組事例や優良事例を把握・公表）

## アドバンスト・ラーニング・ネットワークのイメージ



国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう高校間のネットワークを形成

今後5年間ほどでアドバンスト・ラーニング・ネットワークを形成した抱点校を全国に50校程度配置し、将来的にWWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムへつなげる

## 令和元年度WWLコンソーシアム構築支援事業拠点一覧（令和元年4月18日現在）

No	都道府県	管理機関	事業拠点校*1	事業共同実施校*2	事業連携校*3		
					国内		国外
1	埼玉	国立大学法人 筑波大学	筑波大学附属坂戸高等学校（国立）	-	筑波大学附属高等学校（国立） 筑波大学附属駒場高等学校（国立） 筑波大学附属視覚特別支援学校高等部（国立） 筑波大学附属聴覚特別支援学校高等部（国立） 筑波大学附属桐が丘特別支援学校高等部（国立）	中部大学春日丘高等学校（私立） 東京学芸大学附属国際中等教育学校（国立） お茶の水女子大学附属高等学校（国立）	ボゴール農科大学コルニア高校（インドネシア） インドネシア環境林業省附属林業高等学校（インドネシア） カセート大学附属高等学校（タイ） フィリピン大学附属ルーラル高等学校（フィリピン）
2	東京	東京都教育委員会	東京都立南多摩中等教育学校（公立）	東京都立白鷗高等学校・附属中学校	東京グローバル10指定校（公立） 知的探究ノベーター推進校（公立）		
3	東京	学校法人渋谷教育学園	渋谷教育学園渋谷高等学校（私立）	-	渋谷教育学園幕張高等学校（私立） 済教学園高等学校（私立） 広島女学院高等学校（私立）		St. Stephens' Episcopal School (アメリカ合衆国) Raffles Institution (シンガポール) Loretto College (オーストラリア)
4	石川	国立大学法人 金沢大学	金沢大学人間社会学域学校教育学類附属高等学校（国立）	-	石川県立金沢泉丘高等学校（公立） 石川県立金沢二水高等学校（公立） 石川県立小松高等学校（公立）	石川県立七尾高等学校（公立） 富山県立高岡高等学校（公立） 福井県立高志高等学校（公立）	台湾師範大学附属高級中学（台湾） シンガポール経営学院インターナショナルアカデミー（シンガポール） マビン高等学校（タイ） キンクレシクト工科大学トンブリ校附属高等学校（タイ） 上海市七宝中学（中国）
5	静岡	静岡県教育委員会	静岡県立三島北高等学校（公立）	-	静岡県立静岡高等学校（公立） 静岡県立沼津東高等学校（公立） 静岡市立高等学校（公立）	宮城県仙台二華中学校・高等学校（公立） 長崎県立長崎東高等学校（公立）	
6	京都	学校法人立命館	立命館宇治高等学校（私立）	-	市川高等学校（私立） 聖光学院高等学校（私立） 青翔開智高等学校（私立） 福岡雙葉高等学校（私立）	東明館高等学校（私立） 立命館高等学校（私立） 立命館慶祥高等学校（私立） 立命館守山高等学校（私立）	中山大学附属國光高級中学（台湾） KASETART UNIVERSITY LABORATORY SCHOOL (タイ)
7	大阪	大阪府教育委員会	大阪府立北野高等学校（公立）	-	大阪府立大手前高等学校（公立） 大阪府立高津高等学校（公立） 大阪府立大土寺高等学校（公立） 大阪府立豊中高等学校（公立） 大阪府立茨木高等学校（公立）	大阪府立四條畷高等学校（公立） 大阪府立生野高等学校（公立） 大阪府立二国丘高等学校（公立） 大阪府立岸和田高等学校（公立）	Crookwell High School (オーストラリア) 建国高級中学（台湾） SMK Convent Rajang (マレーシア)
8	兵庫	神戸市教育委員会	神戸市立葺合高等学校（公立）	神戸市立科学技術高等学校（公立） 神戸市立神港橋高等学校（公立） 神戸市立須磨翔風高等学校（公立）	横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校（公立）		台中市立台中第一高級中学校（台湾） FENIX高校（スエーデン） Westbourne Grammar School (オーストラリア) Sammamish High School (アメリカ合衆国) アテネオ デ マニラ高校（フィリピン） Grove Academy グループアカデミー (スコットランド) Goenka Public School ゴエンカ高校（インド）
9	兵庫	学校法人関西学院	関西学院高等部（私立）	-	京都教育大学附属高等学校（国立） 京都市立西京高等学校（公立） 大阪教育大学附属高等学校池田校舎（国立） 大阪府立千里高等学校（公立） 高槻中学校・高等学校（私立） 瀬田中学校・高等学校（私立） 関西学院千里国際部（私立） 兵庫県立芦屋高等学校（公立） 兵庫県立長田高等学校（公立） 西宮市立西宮高等学校（公立）	兵庫県立森山鳳鳴高等学校（公立） 兵庫県立加古川東高等学校（公立） 兵庫県立姫路西高等学校（公立） 兵庫県立八鹿高等学校（公立） 兵庫県立洲本高等学校（公立） 兵庫県立甲子園高等学校（公立） 兵庫県立国际部高等学校（公立） 白陵高等学校（私立） 奈良県立勧修高等学校（公立） 広島女学院中学校高等学校（私立）	
10	広島	広島県教育委員会	広島県立広島国泰寺高等学校（公立）	広島県立広島創智学園中学校・広島創智学園高等学校（公立）	広島県立吳三津田高等学校（公立） 広島県立福山誠之館高等学校（公立） 広島県立西条農業高等学校（公立）	広島県立広島中学校・広島高等学校（公立） 広島大学附属福山中・高等学校（国立）	

\* 1 本事業に参加する高等学校等（中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校を含む）のうち、事業実施の中心となる（拠点となる）高等学校等。

\* 2 本事業に参加する高等学校等のうち、拠点校と設置者が同じであり、拠点校と共同で事業に取り組む高等学校等。

\* 3 本事業に連携して取り組む国内外の高等学校等（在外教育施設やインターナショナルスクール等も含む）。委託契約時におけるもの。()については、国内機関については設置種別、海外機関については国名・地域で表記。

● 都道府県教育委員会 5拠点

● 国立大学法人 2拠点

● 学校法人 3拠点



背景・課題

グローバル化の進む現在、国際的に活躍できる人材の輩出は急務。学校教育では対応しきれない、個に応じた学習による才能の伸長も重要。

「第5期科学技術基本計画」(抄)(平成28年1月22日閣議決定)

我が国が科学技術イノベーション力を持続的に向上していくためには、初等中等教育及び大学教育を通じて、次代の科学技術イノベーションを担う人材の育成を図り、その能力・才能の伸長を促すとともに、理数好きの児童生徒の拡大を図ることが重要である。このため、創造性を育む教育や理数学習の機会の提供等を通じて、優れた素質を持つ児童生徒及び学生の才能を伸ばす取組を推進する。

### 「第3期教育振興基本計画」(抄)(平成30年6月15日閣議決定)

・…理数分野等で突出した意欲・能力を有する児童生徒の能力を大きく伸ばすための大学・民間団体等と連携した教育を行う機会や、国内外の学生・生徒が切磋琢磨し能力を伸長する機会の充実等を図る。

「未来投資戦略2018」—「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革—(抄)(平成30年6月15日閣議決定)

・グローバルサイエンスキャンパスなどの理数系に優れた資質を持つ子供たちの才能の更なる伸長を図る取組を充実とともに、情報オリンピックなどの科学オリンピックで優秀な成績を収めた高校生などの特に卓越した資質能力を有する者に対して、初等中等教育段階におけるAI等の先端分野について学びを進め、更に資質能力を高める機会の提供等の取組を行う。

事業概要

## 【事業の目的・目標】

## 将来グローバルに活躍し得る次世代の傑出した科学技術人材の育成

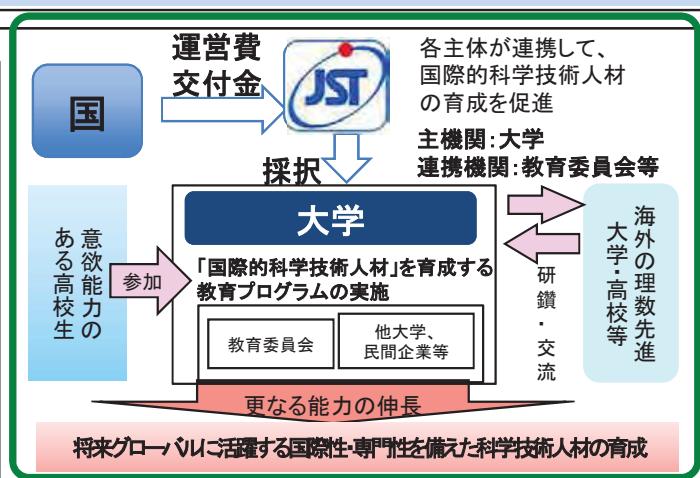
## 【事業概要・イメージ】

地域で卓越した意欲・能力を有する高校生等の幅広い発掘、及び、選抜者の年間を通じた高度で実践的講義や研究を実施する大学を支援。併せて、国際性・専門性の観点から幅広い視野を付与。



## 【事業スキーム】

- ✓ 採択期間:4年間
  - ✓ 実施規模:14機関程度  
(うち新規2機関程度)
  - ✓ 支援額上限:2,500万円～3,500万円程度／機関・年
  - ✓ 対象:高校生
  - ✓ 受講生数:40名程度／機関・年



## 【特徴】

- 応募者の中から受講生を選抜し、講義や演習などを中心とした、研究活動の素養となる基礎的な幅広い知識や技法を身につける育成プログラムを行う(一次段階)。その後重点的に育成する者を選抜し、研究活動などを通して個の能力をさらに伸長させる(二次段階)。
  - 二次段階(研究活動)を重視し、より高いレベルの研究の長期間化を目指す。
    - TAや指導教員等からのケアの充実(個に応じた指導体制の構築)
    - 一次段階の短期化や募集時の選抜後すぐに二次段階を開始することも可能
  - 異分野融合や地域性を生かした取組を推進

【AI粹】

- 令和元年度に「情報科学の達人」育成官民協働プログラムの公募を開始。
  - 民間団体の資金協力を得て、情報オリンピックなどの科学オリンピックで優秀な成績を収めた高校生に国際的な研究活動の機会等を与え、高校段階から世界で活躍するトップレベルIT人材育成を図る。

背景・課題

- 第4次産業革命を見据えた、未来を創造する人材の早期育成が重要
  - 理数・情報系分野に関して突出した意欲や能力のある小中学生に対する取組が希薄

## 「成長戦略フォローアップ」(抄)(令和元年6月21日閣議決定)

- ・世界を牽引するようなトップ人材を育成するため、飛び入学等を通じて早い段階から集中的に育成する「出る杭」を引き出すプログラムを構築する。

## 「第3期教振興基本計画」(抄)（平成30年6月15日閣議決定）

- ・理数分野等で突出した意欲・能力を有する児童生徒の能力を大きく伸ばすための大学・民間団体等と連携した教育を行う機会や、国内外の学生・生徒が切磋琢磨し能力を伸長する機会の充実等を図る。

事業概要

## 【事業の目的・目標】

理数分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生を対象に、大学等が特別な教育プログラムを提供し、その能力等の更なる伸長を図る。

## 【事業スキーム】

- ✓ 採択期間:5年間
  - ✓ 実施規模:27機関程度  
(うち新規3機関程度)
  - ✓ 支援額:10百万円/機関・年
  - ✓ 対象:小学校5年生~中学生



心募

- ・自己推薦(保護者推薦)
  - ・教育委員会・学校推薦
  - ・各種オリンピック・科学の甲子園Jr出場者
  - ・科学館・博物館等の取組を通じた推薦
  - ・その他(機関独自の手法による募集)

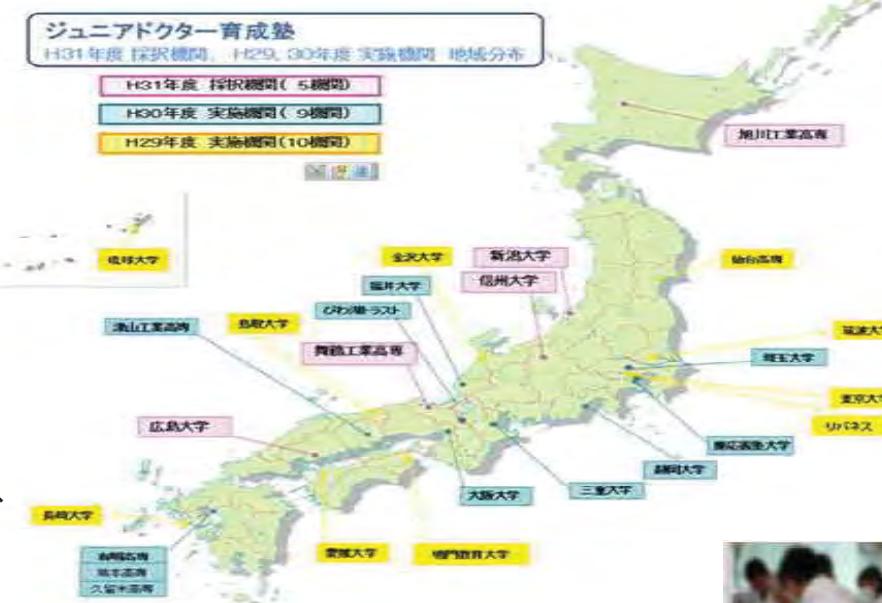
選抜  
各地域に  
おける  
意欲のある  
小中学生

## 一次段階(1機関40名程度)

- ・各種講義、講演、少人数での実験、最先端施設の見学、倫理・社会における科学の役割等、科学の基礎を徹底的に学習。**科学技術人材としての基盤を構築**
  - ・多様な分野の受講を経た後、**特に興味を持てる分野を発見していく。**

選抜  
→  
特に  
意欲・能力  
の高い  
小中学生

- ・配属する研究室とのマッチング、研究・論文作成における教員等の個別指導、各種機会での発表等により、創造性・課題設定能力・専門分野の能力を伸長。



## 全国規模のイベント

(対象: 卓越した小中学生) ノーベル賞受賞者との実験

- ・各地域の卓越した子供による合同合宿・研究発表会を数日間実施。
  - ・地域や専門分野を超えて、小中学生が集い切磋琢磨する機会の提供。

# 競技力向上事業

(前年度予算額: 10,047,000千円)  
令和2年度予算額: 10,054,000千円

- ◆ 2020年東京大会、2022年北京大会をはじめとする国際競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及び2024年パリ大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化について、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施する。

## 【2020年東京大会に向けたJOCの目標】

- 金メダル獲得数30個

## 【2020年東京大会に向けたJPCの目標】

- 金メダルランキング7位以内



## 戦略的強化

2024年パリ大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成の支援や、ハイパフォーマンスに関する取組全般を統括する人材等の育成を支援するなど戦略的な支援を実施。

### ◆ 次世代トップアスリートの育成・強化

- ・ 有望アスリート海外強化支援
- ・ 次世代ターゲットスポーツの育成支援
- ・ アスリートパスウェイの戦略的支援

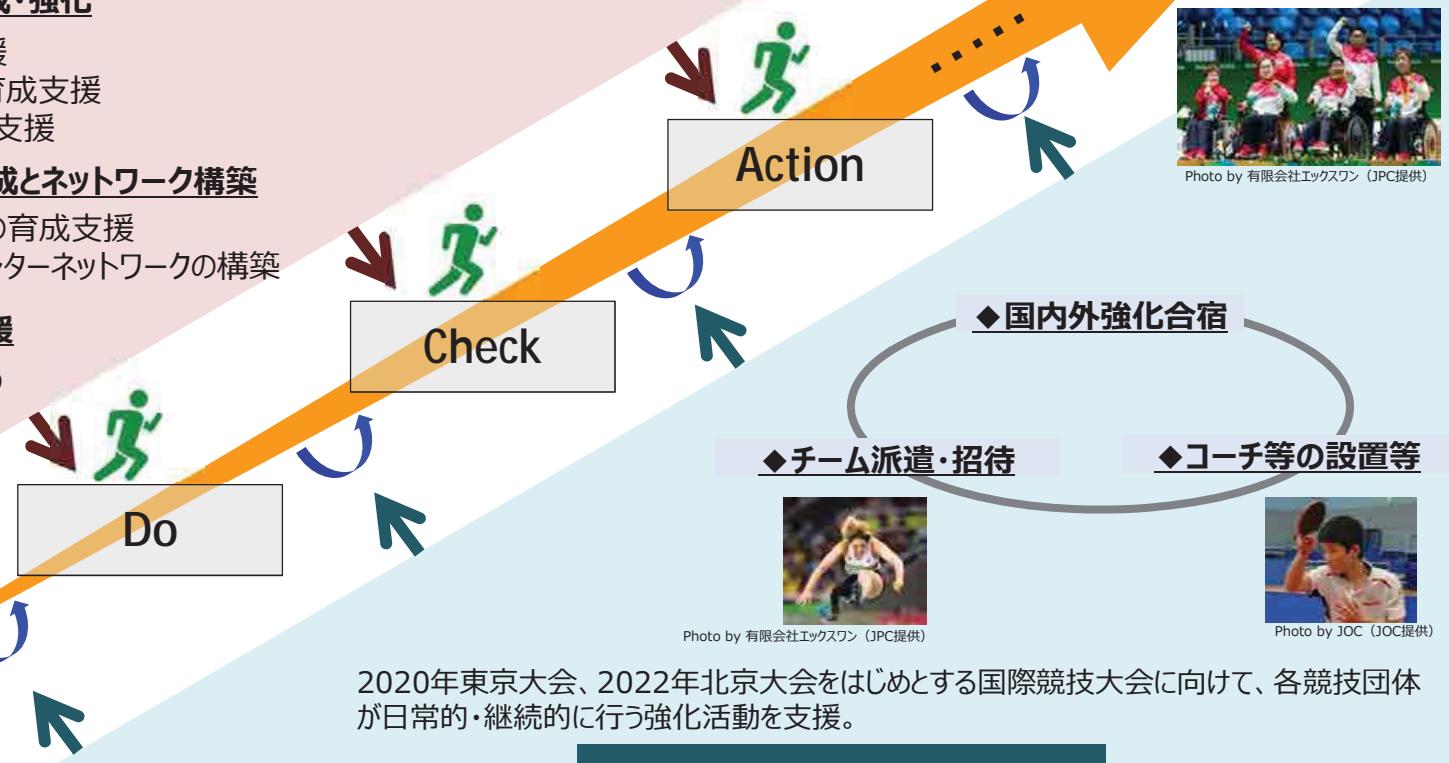
### ◆ 競技力強化を支える人材育成とネットワーク構築

- ・ ハイパフォーマンス統括人材の育成支援
- ・ ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークの構築

### ◆ 強化戦略プランの実効化支援

- ・ オリンピック・パラリンピック競技の統合強化支援

Plan  
強化戦略プラン  
競技団体



## 【2020年東京大会に向けたJOCの目標】

- 金メダル獲得数30個

## 【2020年東京大会に向けたJPCの目標】

- 金メダルランキング7位以内



## 2020年東京大会等 メダル獲得

## ◆ 国内外強化合宿



## ◆ チーム派遣・招待



## ◆ コーチ等の設置等

## 基盤的強化

# 有望アスリート海外強化支援

※競技力向上事業（R2年度予算額：10,054百万円）  
の内数において、日本スポーツ振興センターが実施

## ●コンセプト

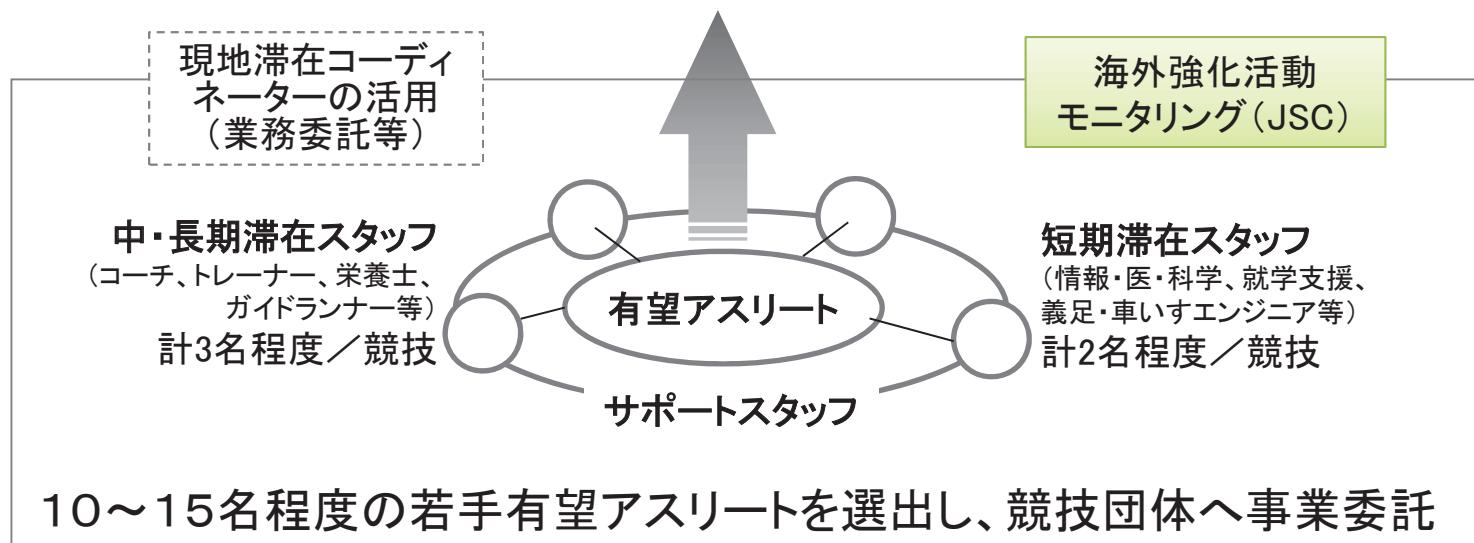
将来有望なアスリートを世界最高の海外強化環境に送ることでパフォーマンスのアップリミット(上限値)を引き上げ、金メダル獲得を目指す

## ●対象選手

2020東京大会等の活躍を通じ、2020年以降(2024夏季大会、2026冬季大会等)の日本の象徴的アスリート・金メダル候補として活躍が期待できるアスリート

海外にチームで長期滞在した強化(各国NTC、アカデミー、海外リーグ参戦等)

<渡航費、滞在費、スポーツ用品、エントリー費、学習支援、活動費、スタッフ人件費・謝金等>



事業委託、対象アスリートヒアリング、事業推進のためのコミュニケーション等

事業推進委員会兼選定委員会  
(JSC、JOC、JPC、有識者(海外強化アスリート経験者)等)